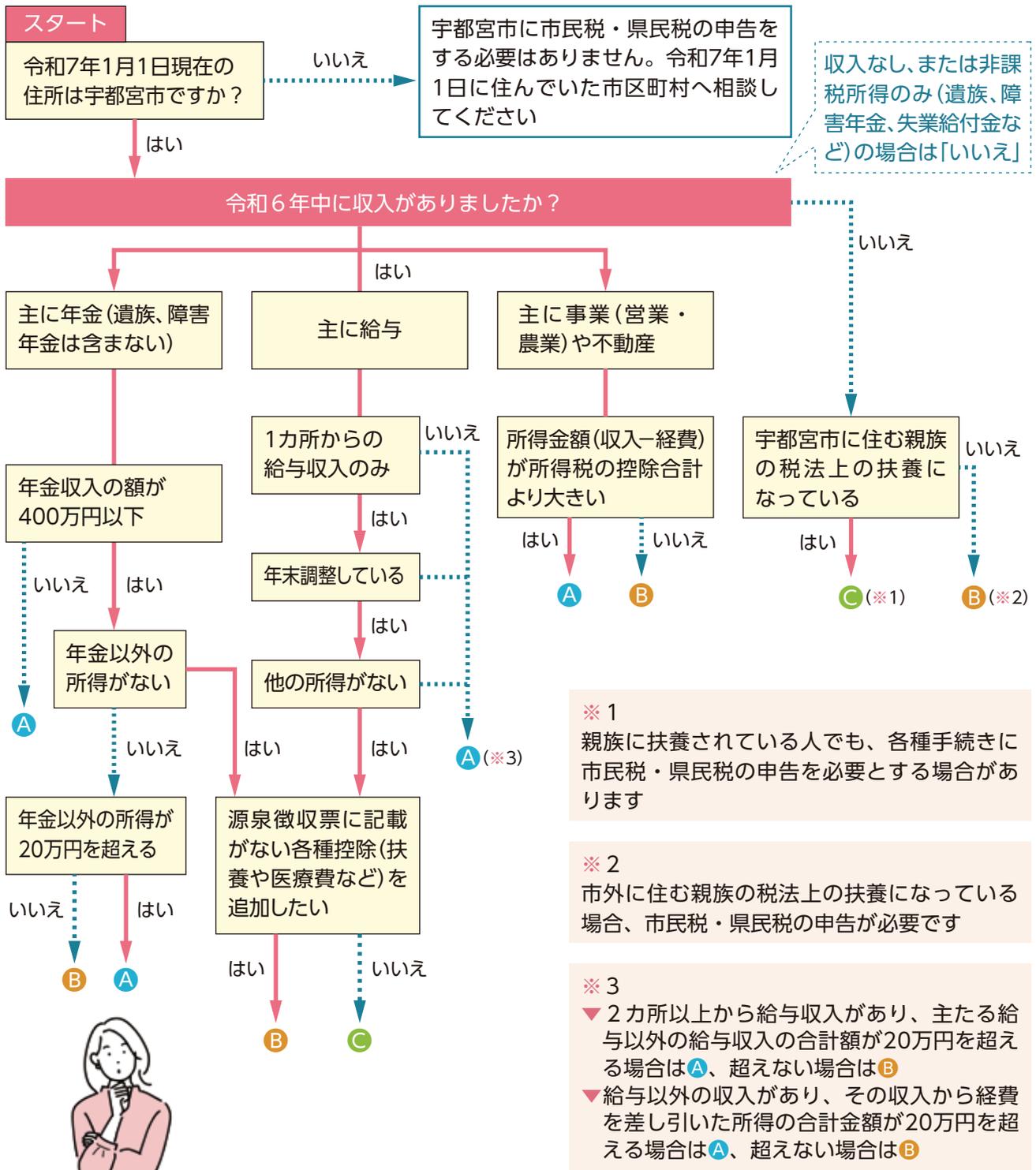




CHECK!!

所得税または市民税・県民税の申告が必要・不要？



- ※1 親族に扶養されている人でも、各種手続きに市民税・県民税の申告を必要とする場合があります
- ※2 市外に住む親族の税法上の扶養になっている場合、市民税・県民税の申告が必要です
- ※3
 - ▼ 2カ所以上から給与収入があり、主たる給与以外の給与収入の合計額が20万円を超える場合はA、超えない場合はB
 - ▼ 給与以外の収入があり、その収入から経費を差し引いた所得の合計金額が20万円を超える場合はA、超えない場合はB



判定結果 このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

A	所得税の確定申告が必要です（還付される場合を除きます）	所得税の確定申告を提出すれば、市民税・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
B	市民税・県民税の申告が必要です	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です
C	所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません	